

平成27年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成27年6月22日

6月22日（月）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第7 議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
- 日程第12 報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘

22番	宮	田	毅	23番	栗	田	元	一
24番	伊	藤	はつ子	25番	大	坂	雅	道
26番	星	越	清徳	27番	飯	森		茂
28番	高	木	彌	29番	大	堀		潔
30番	高	木	重樹	31番	高	木	哲	吉
32番	栗	林	利男	33番	菅	谷		晁
34番	伊	藤	寛	35番	椿		康	弘
36番	本	宮	敏雄	37番	宮	負	厚	美
38番	菱	木	重雄	39番	小	倉	新	一
41番	大	須	賀常政	42番	三	橋	和	男
43番	小	林	一男					

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

9番	宮	増	伸彦	40番	多	田	晃	一
----	---	---	----	-----	---	---	---	---

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	伊	能		弘
主査	伊	藤		健					

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、9番 宮増伸彦委員、40番 多田晃一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、17番 向後和夫委員、29番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が農業生産法人に参入するため、賃借権の設定をするものであります。

整理番号2番、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者と使用貸借権の設定を行うものであります。

整理番号3番、譲受人が自作地に隣接している申請地を取得して、耕作の利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が自作地に隣接している申請地を取得して、耕作の利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため使用貸借権の再設定をするものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため使用貸借権の再設定をするものであります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号9番から11番は、関連案件であります。

譲受人が自作地に隣接している申請地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号12番、譲受人が自作地に隣接している申請地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、12件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 去る、6月15日、月曜日午後1時30分より市役所3階301会議室において、

第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

なお、整理番号6番については、譲受人が以前から借地している農地で昨年中に堆肥による客土を行ったのちに悪臭による苦情が発生しており今回の借受申請の是非について、対応を協議した結果、事務局から担当農業委員に現地調査の結果を確認して、「問題ない」という回答があれば、第3班の総意として、「いいです」という結論に達したので、審査会の終了後に事務局から担当農業委員に確認したところ、「問題ない」との回答が出ましたので、許可相当と判断をいたします。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番について、説明をいたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、取締役である〇〇氏と農地の賃借権設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件等も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、2番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、3番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、14番 埜委員。

14番埜委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明したいと思います。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した申請地を耕作の利便を図るため譲り受けるもので、今後とも農地の良好な維持管理が行われると思います。また、取得要件も満たしており問題ないと思います。

よって、許可が妥当と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この案件は、先ほどお話があったとおり、客土で申請して、この堆肥を客土ということで大分部落から苦情が出た場所なんですけれど、一応今後今年の秋から麦を作付けして、その他が野菜をいろいろ作付けする予定ということで、農業経営の規模拡大を図るため譲り受けるもので取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号7番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、37番 宮負委員

37番宮負委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番から12番の4件について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 整理番号9番、10番、11番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしますが、議案第2号整理番号1番、2番、3番に関連していることから、本総会にて議案第2号整理番号1番、2番、3番が計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定後、知事の処分と同様の処分に合わせることが望ましいのかと思いますので、最終決定については、会長専決により処理してはどうかと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 議案第1号12番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、6番 菅谷委員の退場を求めます。

(6番 菅谷樹雄委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号12番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号12番は、原案のとおり決定いたします。

6番 菅谷委員の入場を許可します。

(6番 菅谷樹雄委員 入場・着席)

議長 次に、議案第1号12番を除く11件について審議いたします。

質疑に入ります前に、議案第1号整理番号9番、10番、および11番については、担当委員の報告のとおり、議案第2号整理番号1番、2番、および3番に関連していることから、本総会にて議案第2号整理番号1番、2番、および3番が計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定後、知事の処分と同様の処分に合わせ、会長専決により処理いたします。

あらためまして、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号12番を除く11件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号12番を除く11件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から3番までは関連案件であります。

この3案件は、当初、専用住宅用地として許可されたものでありましたが、各当初計画者が経済的および社会的な事情により、転用計画の中止を決定したため、承継を伴う計画変更であります。

なお、承継者は農地として利用する計画で、議案第1号の整理番号9番から11番に関連するものであります。

整理番号4番、5番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権の設定で、砂利搬出路用地に係る一時転用であります。

譲受人の砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であります。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で、宅地分譲用地とのことです。

本案件は、当初高齢者用居住施設用地への転用計画でありましたが、建築段階で関係者との協議が難航したため計画変更するものであります。

以上、6件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件、申請案件は6件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から6番については、農地法第5条の許可の規定による計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番から3番までの3件について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 整理番号1から3番は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

当初計画人は平成5年に農地法5条の許可を受けましたが、経済的・社会的な事情により住宅を建築できなくなり、承継人に譲渡するということでもあります。

承継人は議案第1号整理番号9から11の農地法3条許可を受けたうえで、〇〇を栽培する

計画であります。

今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、この申請は特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番、5番について、40番 多田委員であります、本日欠席により事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、代読させていただきます。

整理番号4番、5番は関連でありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇号線の〇〇地先を〇〇へ向かいまして、〇〇の先を〇〇メートルほど行った右側でございます。

こちらは先月総会で恒久転用の承認をいただいた案件でございますが、県より恒久転用をするためには、一度農地へ復元するようにとの指摘がございまして、山砂採取事業継続中のため、今回の一時転用申請となったものでございます。

平成22年から継続している山砂採取事業でございまして、事業継続に伴う期間延長であり、各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします、とのことでございます。

議 長 次に、6番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 整理番号6について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この件は、ちょうど一年前に許可をもらった方でございますが、譲受人は当初、高齢者用居住施設用地として計画したのでありますが、一年間の協議の末、話がまとまらず断念し、10区画の宅地分譲用地にするとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、〇〇用地および駐車場用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域内ですが、平成27年6月に農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために軽微変更されており、問題はないと判断します。

整理番号2番、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

以上、2件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

このうち、整理番号1番については現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号1番については実効性等問題はないとの意見でありました。他の案件についても農地法第4条第1項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所でありませけれども、〇〇道路〇〇パーキングより直線で〇〇方向に〇〇メートル位の場所であります。

申請者は、〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇から〇〇〇用に入れ替えるため〇〇〇を増築すること、手狭であった従業員用駐車場も整備することとあります。

隣接農地は自己所有地であり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、2番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 ご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇の〇側、〇〇〇〇道路の所に〇〇〇〇がございます。そこを〇メートル位入った所でございます。

申請者は、現在アパートを借りて生活していますが、手狭となってきたため今回住宅を新築することとです。

用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流とのこと、雨水は敷地内浸透とのこととです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で事務所用地および駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で農作業施設用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域内ではありますが、平成27年6月に農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために軽微変更されており、問題はないと判断します。

整理番号3番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で共同住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

なお、本案件は事前着工により始末書を添付しております。

整理番号7番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、都市計画法の用途区域内であり、第3種農地と判断されます。

以上、8件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果についてご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

そのうち、整理番号1番、3番、5番、8番について、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号1番、3番、5番、8番については、実効性等問題ないとの意見でありました。

また、他の案件についても農地法第5条第1項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれど、〇〇〇〇号線より〇〇方面へ〇〇〇〇を通りまして、〇〇方面に約〇キ

ロ位行った所でございます。近くに〇〇〇〇という〇〇〇のすぐ隣りでございます。

譲受人は、〇〇〇〇の販売設置・メンテナンスを行っており、地域のサポート、研修施設として〇〇に近く交通利便のよい申請地を事務所・駐車場用地とするとのこと。

用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのこと。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号2について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇より〇に〇キロ位行きまして、近くに〇〇〇〇〇〇という〇〇〇〇〇〇があります。

申請者は組合員が生産した野菜等を販売する〇〇〇〇であり、農産物を加工する施設として作業場を建築するとのこと。

上水の使用はなく、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内処理とのこと。

隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所になりますが、〇〇〇〇線を〇〇〇〇の所を左へ入って行った所に〇〇〇〇があります。その後方になりますね。

譲受人は、〇〇〇〇の販売を営んでおり、電力買取制度により安定した事業収入が得られるため、申請地へ太陽光発電設備を設置するとのこと。

雨水は敷地内処理で、隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、23番 栗田委員。

2 3番栗田委員 整理番号4番について、書類および現地調査等を行った結果を申し上げます。

申請場所は、〇〇〇〇並びに〇〇〇〇のほぼ中間に位置しております。

〇〇〇道の〇〇〇〇の裏側、その所に位置する場所でございます。

申請場所は、宅地分譲地の一角にあり周辺は住宅区域、まさにそのような所にあるわけ
あります。

周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われま
す。

この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしております、特に問題ないも
のと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、付け加えますと、この場所につきましては昭和50年11月に5条申請を行って認可
を受けておりましたが、当時の申請者が死亡並びに書類を紛失してしまって、改めての再提
出そのような話を聞いてございます。

続きまして、整理番号5番につきまして、書類および現地調査の結果を報告申し上げます。

申請地は、地目、現況とも田んぼであり両隣の隣接地は、もう既に宅地化されております。
〇〇〇〇、また〇〇〇〇より約〇〇キロ、〇〇〇〇および〇〇〇〇まで徒歩〇分以内のまさ
に住宅地化された場所に位置しております。

申請理由は、アパート経営での安定収入を得るためであり、資金計画・建設計画はあり、
地元土地改良区の同意も申請済みでございます。

後日、この申請は受け付けたという回答を受けております。

周辺農地への影響も少ないと思われることから、この申請は妥当と考え、農地法第5条第1項
の許可申請の要件を満たしていると考え、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 整理番号6について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇線を〇〇〇〇の方に向かい、〇〇〇〇店の所を〇メートル位の所を左に入っ
てすぐ右に入った所に譲受人の自宅があります。そのすぐそばになります。

この申請は、始末書付きの案件でございます。譲受人は家族で自動車6台を所有していま
すが、近隣駐車場の契約更新ができなくなり譲渡人の農地に駐車していたところ、農地法の
許可が必要と知り、本申請に至ったものです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者の同意もあり、資金計画・造成計画についても適切
であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしてお

り、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 7番について、ご説明申し上げます。

現地は、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ向かう〇〇〇〇の〇〇〇〇の近くです。

現在、譲受人は両親と生活していますが、建物の老朽化が進んだため申請地へ住宅を新築するものです。

用水は上水道、汚水・雑排水・雨水は下水道を利用するとのこと。

周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切でと思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

続きまして、8番について、ご説明申し上げます。

場所は、〇〇集落のちょうど中間あたりでございます。

譲受人は、〇〇を営んでおり、現在の敷地は駐車場が手狭なため隣接地である申請地を駐車場とするとのこと。

雨水は敷地内処理で周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第3次農用地利用集積計画1番から194番までの申請であります。議案書の15ページ～88ページになります。

所有権移転、3件、6,300㎡で、すべて田であります。

使用貸借権の設定、新規3件、1,665㎡、このうち田が531㎡、畑が1,134㎡であります。

賃借権の設定、新規185件、623,945㎡、このうち田が489,172㎡、畑が134,773㎡であります。

次に再設定、3件、17,339.27㎡で、このうち田が7,012.27㎡、畑が10,327㎡であります。

以上、194件の第3次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第5号 159番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番 ○○委員の退場を求めます。

(12番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 159番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 159番について、原案のとおり決定いたします。

12番 ○○委員の入場を許可します。

(12番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く193件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く193件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く193件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案6号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件で、農振農用地除外の申請であります。

事業計画者は香取市で、申請地は橘ふれあい公園整備事業にかかる用地であり、事業担当課は香取市の都市整備課であります。

なお、本日、都市整備課の石毛主査に出席を求めましたので、橋ふれあい公園整備事業の概要について、只今からご説明を申し上げます。

よろしく申し上げます。

都市整備課 こんにちは、橋ふれあい公園整備事業を担当しております都市整備課の石毛です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

お手元に本日お配りしております資料の3枚目をご覧ください。

橋ふれあい公園計画平面図でありますけれども、こちらを見ながらご説明させていただきます。

橋ふれあい公園は山田地区の田部・仁良・長岡にまたがる橋堰に隣接している公園でございます。

はらっぱエリア冒険あそび場というのが橋堰の右側でございますが、ここが現在芝生の広場になっております。現在の共用面積が約7,000㎡でございます。その道路を挟んで仮称交流館という所が現在の碎石の駐車場になっておりまして、そちらが約9,000㎡ございます。合わせて、1.6ヘクタールそしてその橋堰の左側に山がございますが、そこに憩いの森というのがございます。この憩いの森は橋ふれあい公園と一緒に整備をしましたアスレチック遊具のある部分で公園の一部として共用をしております。今回はこの部分を除いて芝生の広場、駐車場等を含めた中で、さらに拡張、再整備をするというのが事業計画の内容でございます。

事業規模でございますが、今現在共用開始してあります1.6ヘクタールに拡張分から約7.7ヘクタール合わせまして合計が約9.3ヘクタールで、公園の東側、この図面では真ん中になりますが、市道Iの51号線が通っております。こちらを拡幅、改良をしながらこの公園の整備を進めていくというものでございまして、この道路の東側、仮称交流館とございますがこちらの方には公園全体の管理機能、体験学習施設、高齢者のための施設、そういう機能をあわせ持った交流館というものを計画してございます。

また、その交流館の東側、この図面で右側になりますがパークゴルフ場、合計で36ホールのパークゴルフ場を整備する計画です。

橋堰の上側になりますがこちら側にはキャンプ場、バーベキュー広場、それぞれキャンプの区画が20区画、バーベキューの区画が30区画ということと。エディブルガーデン、こちらは家庭菜園のちょっと規模を大きくしたものと、考えていただければよろしいかと思ひます。

また、そういうものを拡張しながら現在の芝生の広場の部分をこちら 20 数年間経ってしま
して、かなり沈下等でトイレ等も傾きがありますので、そちらを再整備をして、さらに芝生
のはらっぱエリア、また水辺に近い水辺テラス、子供たちのための冒険あそび場という遊具
を揃える予定でございます。

それに併せまして駐車場を約 200 台ほど整備するというものでございます。

全体の事業計画としましては、今年度交流館の実施設計そして工事の着手、28 年度に交流
館の建築パークゴルフ場の用地買収、29、30 年度で第 1 期といたしまして、パークゴルフ場
を整備いたしまして、その後、順次第 2 期にバーベキュー広場、キャンプ場、そして第 3 期
としまして既存の部分の改修ということで進めていきたいと考えております。

簡単ですが事業の概要は以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、次に事前審査会の報告をお願いいたします。

第 3 班 班長 小倉新一委員。

3 9 番小倉委員 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は 2 件であります。これ
については、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果、申請地は香取市の重要施策である橘ふれあい公園整備事業に供す
るものであり、実効性等問題はないとの意見でありました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番について、6 番 菅谷委員。

6 番菅谷委員 整理番号 1 について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

当該地は、既存の観光施設・橘ふれあい公園の南東に隣接し、中心部を橘堰からの水路が
流れ、下流域には千丈ヶ谷津と呼ばれる穀倉地帯が開けています。

当事業により、震災で利用中断となった老人福祉センターの建設やキャンプ場、パークゴ
ルフ場を大胆に整備し、市民のみならず市外からの観光客を呼び込むことが期待されます。

このような開発目的から、周辺農地への排水や日照の問題は生じにくいと考えられ、農振
除外がなされた場合、特に問題ないと判断いたしました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2 番について、19 番 野平委員。

1 9 番野平委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を申し上げます。

場所ですが、山田事務所より東側に2キロ位の場所で途中に香取広域清掃焼却場があります。それと公園の北側には千葉桜の里ゴルフ場がある場所でもあります。

当該地は、第1種農地ですが、谷津田でたびたび水害が発生し、圃場の段差があり、生産性の低い農地であります。

市の計画、書類とも適切であり、農振除外がなされた場合も特に問題はないと判断いたします。

それと、この事業計画の説明会を地域住民に4回位開いていたと記憶しております。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

飯森委員

2 7 番飯森委員 すいません、ちょっと申しわけありません。せっかく来ていただいたので、質問させていただきたいんですけども、今回除外申請で約63,000㎡の面積ですけれども、先ほどのお話ですと約77,000㎡が拡張部分だということなんですけれども、農地の部分は今回出た除外の部分だけということなんでしょうか。約63,000㎡ですね。

事務局 この議案書に載っています議案第6号89ページ、これ長岡地先ですけれど、これが約24,824㎡。

2 7 番飯森委員 両方合わせると62,990いくつになると思うんですけども。

事務局 そうということですね、

2 7 番飯森委員 それ以外の77,000㎡のうちの農地の部分はそれだけということなんでしょうか、拡張部分の中で。

事務局 77,000㎡のうち62,000㎡が農振農用地で今回除外からの申請で、あとの残りの分除外済の分というか農振農用地区域以外のものもあります。合わせて7.7ヘクタールです。

議 長 飯森委員さん。

2 7 番飯森委員 すいません、しつこいようで申しわけありません。全部で農地はどの位の面積になるんですか。合わせると、もう既に除外されている所は。

それ当然買収する形になると思うんですけども、当然除外申請が出てきてるということであれば同意が得られているんだろうというふうに思っているんですけども、その辺の大体のおおよそ予想がついているのかどうか。

都市計画課 用地につきましては、この7.7ヘクタールというのは私どもで用地買収をする計画の土地の面積でございます、ちょっと農地、山林等の部分とした表がちょっと手持ちにありませんので、細かい数字はちょっとここではお答えできなくて申しわけないですが、まずは広域市町村圏事務組合の旧老人福祉センターというのがあの近くにありましたけれども、その所の土地が雑種地、また後その近隣の田、畑、その中でも農振農用地区域になって、農振区域の農用地になっていない田畑がございますので、合わせて7.7ヘクタールということでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしということにしたいと思います。

次に、採決いたします。

議案第6号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、特に問題はないとすることに決定をいたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 総会資料の97ページからになります。先の4月総会におきまして、決定されました平成26年度活動の点検・評価の案、及び平成27年度活動計画の案について。それを公表しまして30日間意見の募集を行いました。

結果としまして、この30日間意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容を持って

平成 26 年度活動の点検・評価及び平成 27 年度活動計画とするものです。

本案件につきましては、本日総会前に開催されました幹事会においても協議を行ったものでございます。

議 長 議案第 7 号は、管理班長より説明があったとおりでございます。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 8 報告第 1 号から報告第 5 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。平成 27 年 6 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、2 件でございます。

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成 27 年 6 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、4 件でございます。

報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 27 年 6 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、66 件でございます。

報告第 4 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 27 年 6 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1 件でございます。

報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定による同計画に係る軽微な変更について、香取市長より通知があったので報告する。平成27年6月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。届出は、3件でございます。以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時21分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人